（実測等に基づく係数を用いた算定等）

第十一条　特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第三号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

（実測等に基づく係数を用いた算定等）

第十一条　特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第二号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、令和八年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量の算定について適用する。

法規的告示

○こども家庭庁告示第四号

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第八条第一項の規定に基づき、同項第一号イ及び第二号イのこども家庭庁長官が定める率を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年一月二十一日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第八条第一項に規定するこども家庭庁長官が定める率

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第八条第一項第一号イ及び第二号イのこども家庭庁長官が定める率は百分の五十二とする。

○農林水産省告示第五十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十八条第五項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千六百六十号（農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成三十年農林水産省告示第二千六百六十号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をいい、いよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては令和九年産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては令和十年産の果実に係る共済関係から、それぞれ適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の令和八年以前の年産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の令和九年以前の年産の果実に係る共済関係についての農業保険法第百四十八条第五項の細区分については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、令和九年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル及びいよかん並びに令和十年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をいい、いよかんを除く。）に係る同法第百四十八条第二項の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十一日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社リライフテクノロジー

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル一階

認証年月日

令和八年一月八日

○外務省告示第十七号

令和七年十二月十九日にコトヌで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

令和八年一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベナン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベナン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十七億二千万円（七、七二〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済ガバナンス及び民間セクター開発支援計画のための開発政策借款として、ベナン共和国政府による経済ガバナンス及び民間セクター開発支援のための計画（以下「計画」という。）においてベナン共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベナン共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ベナン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、一・九パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベナン共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、ベナン共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。